

第2章

政府全体における取組

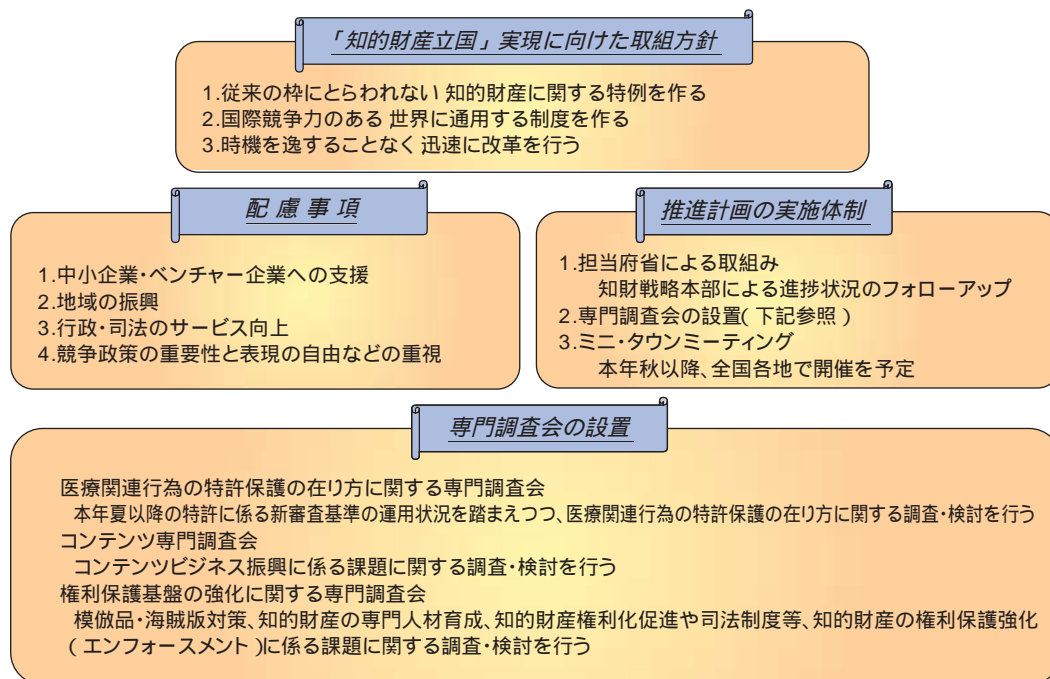
1. 知的財産戦略本部

(1) 経緯

知的財産戦略大綱を受け、2002年の臨時国会（第155回国会）において知的財産政策の基本方針を定めた「知的財産基本法（平成14年法律第122号）」が成立し、同法に基づき、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、2003年3月1日、内閣に「知的財産戦略本部（本部長：内閣総理大臣）」が設置された¹。2003年3月19日の第1回会合以来、約4か月にわたる活発な審議を経て、7月8日の第5回会合において「知的財産推進計画」が決定され、知的財産戦略に関する施策が集中的・計画的に実施されることとなった。

(2) 知的財産推進計画²

「従来の枠にとらわれない、知的財産に関する特例を作る」、「国際競争力のある、世界に通用する制度を作る」、「時期を逸することなく、迅速に改革を行う」の3つを方針として、「知的財産立国」の実現に向け今後取り組んでいく政策をとりまとめた国家戦略として、策定されたものである（「知的財産推進計画」の全文は、巻末の付属資料に掲載。）。



¹ 知的財産基本法（抄）

（設置）

第二十四条 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、内閣に、知的財産戦略本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 推進計画を作成し、並びにその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、その施策の実施の推進並びに総合調整に関すること。

² 知的財産推進計画は、首相官邸ホームページ（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/030708f.html>）を参照。

知的財産推進計画の構成

第1章 創造分野

- 大学等における知的財産の創造を推進する
- ・知的財産の創造を重視した研究開発の推進
 - ・研究開発評価において、ライセンス実績等知的財産を活用
 - ・知的財産の大学等機関一元管理の原則の推進
 - ・大学等における知的財産に関する費用の充実
 - ・大学知的財産本部やTLOの整備
 - ・特許法の職務発明規定を廃止又は改正する

第2章 保護分野

知的財産の保護強化

特許審査迅速化法(仮称)を制定する
医療関連行為の特許保護の在り方を検討する
知的財産高等裁判所の創設を図る
世界特許システムの構築に向けた取組を強化する

模倣品・海賊版対策

外国市場対策を強化する
水際及び国内での取締りを強化する

- ・輸入者等の情報の公開
- ・当事者の主張に基づく迅速な取締りの仕組み

官民の体制を強化する

第3章 活用分野

- 知的財産の戦略的活用を支援する
- ・信託制度等を活用する
- 国際標準化活動を支援する
- ・産学官による戦略的な国際標準化活動を強化する
 - ・技術標準に関するパテントプールを支援する
- 知的財産活用環境を整備する
- ・中小・ベンチャーの活性化

第4章 コンテンツビジネスの飛躍的拡大

- 魅力あるコンテンツを創造する
- ・プロデューサー、創作者等人材の養成
 - ・商品ファンド、信託の活用など資金調達手段の多様化
 - ・「日本ブランド」の向上など環境の整備
- 「知的創造サイクル」を意識したコンテンツの保護を行う
- ・技術的側面からの保護(権利管理システム等の開発・普及・標準化)
 - ・法的側面からの保護(書籍に関する貸与権などの検討)
- 流通を促進する
- ・海外進出支援やインターネットなど新たな流通経路へのコンテンツ活用
 - ・データベース構築、ビジネスモデル開発など流通システム整備
 - ・コンテンツ業界の取引適正化・構造改革

第5章 人材の育成と国民意識の向上

- 知的財産関連人材を養成する
- ・弁護士、弁理士の大幅な増員と資質の向上
- 知的財産教育・研究・研修を推進する
- ・法科大学院、技術経営大学院、知的財産専門職大学院などにおける知的財産教育の充実を推進
 - ・夜間の講座開設等大学における社会人への知的財産教育の充実
- 国民の知的財産意識を向上させる
- ・知的財産に関する啓発活動の強化

2. 2003年通常国会における知的財産関連法の改正

2003年の通常国会において、知的財産関連法として政府より提出された特許法等以外の法律の概要は以下のとおりである。

不正競争防止法の一部を改正する法律（経済産業省所管）

特許出願前の技術情報、あるいは製造ノウハウ、顧客リスト等の営業秘密が競合企業等の外部に流出し競争力が損なわれることを防止するために、欧米等の法制度も参考にしつつ、営業秘密の不正な取得や仕様開示についての刑事罰を導入。

民事訴訟法の一部を改正する法律（法務省所管）

知的財産関係訴訟事件の管轄の特例として専門家が専門委員として、裁判官をサポートする制度や、特許権、実用新案権等に関する訴訟の第一審を東京地方裁判所及び大阪地方裁判所へ専属管轄化、さらに、意匠権、商標権、著作権等に関する事件については、通常の管轄裁判所のほかに、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも訴えを提起できる制度を導入。

関税定率法の一部を改正する法律（財務省所管）

育成者権侵害物品を輸入禁制品に追加し、輸入差止申立制度の対象とした。また、これまで通達による運用で税関への輸入差止情報提供制度の対象としていた特許権、実用新案権及び意匠権の侵害物品についても、輸入差止申立制度の対象とし、あわせて権利者の求めに応じ、侵害疑義物品に関わる権利の内容のうち、技術的な点について税関から特許庁に照会する制度を導入。

著作権法の一部を改正する法律（文化庁所管）

日本が強い競争力を持つ映像コンテンツに係る内外における保護強化のために、その保護期間を公表後50年から公表後70年に延長するとともに、権利と公益とのバランスの確保のために、教育の情報化等に対応した例外措置を拡大。司法救済制度の充実に関しては、インターネットなどを用いた侵害行為について、権利者が侵害事実や損害額などを立証する負担を軽減する制度を導入。

種苗法の一部を改正する法律（農林水産省所管）

植物新品種の育成者権侵害対策の強化をし、育成者権侵害に対する罰則の対象を従来の種苗段階での侵害に加え、収穫物段階での侵害まで拡大。さらに法人による権利侵害に対する罰則を導入。